

## **[事案 28-64] 入院給付金支払請求**

・平成 28 年 10 月 28 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

腰椎椎間板ヘルニアおよび糖尿病の治療の目的で入院をし、給付金の請求をしたところ、約款に定める「入院」に該当しないことを理由に支払い拒否されたため、その入院給付金の支払いを求めて申し立てられたもの。

### **<申立人の主張>**

腰椎椎間板ヘルニアおよび糖尿病の治療の目的で入院をしたため、平成 20 年 11 月に契約した入院保険について、入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、入院直前でも自力歩行が可能な状態であったこと、入院中に行われた治療内容は、腰椎牽引、セダンテ（干渉波）、硬膜外ブロック注射であったこと、また入院中に行われた糖尿病治療は投薬のみであったこと、申出人本人の入院希望もあったことなどの事実が認められる。
- (2) このような事実などを総合考慮すると、約款に定める「入院」（「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」）に該当しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望せず書面による審理を希望したため、申立人に対する事情聴取は行っていない。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件契約の約款によると、『入院』とは、医師（略）による治療（略）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義されている。したがって、入院給付金が支払われるかどうかは、本件入院が、上記のとおり定義された「入院」に該当するかの判断になる。
- (2) 本件入院における申立人の状態や治療内容の詳細を確認しなければならないが、医療記録の入手ができなかった。裁判外紛争解決機関である当審査会においては、第三者に対して資料提出を命じることや、医師の証人尋問等を行うことができない。